

海上労働システム規則

海上労働システム規則実施要領

海上労働システム規則
海上労働システム規則実施要領

2017年 第1回 一部改正
2017年 第1回 一部改正

2017年11月17日 規則 第70号/達 第87号

2017年9月28日 海務委員会 承認

2017年11月14日 国土交通大臣 認可

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

海上労働システム規則

規則

2017年 第1回 一部改正

2017年11月17日 規則 第70号

2017年9月28日 海務委員会 承認

2017年11月14日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

2017年11月17日 規則 第70号
海上労働システム規則の一部を改正する規則

「海上労働システム規則」の一部を次のように改正する。

附属書 本会の必要と認める海上労働要件

3. 海上労働条約に基づく要件

3.2 雇入条件（第2章）

3.2.5 送還（第2.5規則）*

-1. 船舶所有者は、次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合には、遅滞なくその費用で船員を送還すること。

- (1) 船員が海外にいる間にその雇入契約が終了した場合
- (2) 船員の雇入契約が、船舶所有者又は船員の正当な理由により終了された場合
- (3) 船員が雇入契約上の職務を行うことができない場合又は特定の状況において職務を行うことが期待できない場合

-2. 船舶所有者は、雇入時に船員に対して送還費用のための前金の支払いを要求してはならない。また、船員の賃金又はその他の受けた給付から送還に係る費用を回収してはならない。ただし、国内法規又は労働協約により、船員に雇用上の義務の重大な不履行があったと認められる場合を除く。

-3.及び-4.として次の2項を加える。

-3. 船舶には、船員が遺棄される場合（次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合をいう。）に船員の送還に関する金銭上の保証を行う適当な保障システムが機能していることを示す証明書又はその他の文書化した証拠（当該補償の提供者が発行するもの。）を備え置き、その写しを船内の見やすい場所であって船員が利用しやすい場所に掲示すること。また、当該補償が2以上の提供者により行われる場合には、各提供者から提供された文書を船上に備え置くこと。

- (1) 船員の送還のための費用が船舶所有者により補償されない場合
- (2) 船員に必要な生活費及び支援（十分な食料、居住場所、飲料水の支給、船上での生存のために必要不可欠な燃料及び必要な医療を含む。）が船舶所有者により提供されない場合
- (3) 船舶所有者が、一方的に船員との関係を断ち切る場合（2ヶ月以上の期間にわたり契約に基づく賃金が支払われない場合を含む。）。

-4. 前-3.に規定する証明書又はその他の文書化した証拠は、本会が適当と認める情報を含むものとし、英語で記載する又は英語の訳文を付すること。

3.4 健康の保護, 医療, 福祉及び社会保障による保護 (第4章)

3.4.2 船舶所有者の責任 (第4.2規則) *

-1. 船舶所有者は, 船員の雇入契約の下で勤務中に生じた又は当該契約に基づく雇用から生じた疾病, 負傷又は死亡の財政上の影響に対して, 物的援助及び支援を船員に提供すること。船舶所有者の負うべき責任については次による。ただし, 負傷又は疾病が船員の故意又は重大な過失によるものである場合にはこの限りではない。

(1) 船舶所有者は, 次に掲げる費用を負担すること。

((a)は省略)

(b) 国内法規, 船員の雇入契約及び労働協約に定められた, 職業上の負傷, 疾病又は障害に起因する船員の死亡又は長期障害の場合における補償を確保するための金銭上の保証

((c)は省略)

((d)は省略)

((2)は省略)

(-2.は省略)

-3.及び-4.として次の2項を加える。

-3. 船舶には, 前-1.(1)(b)に規定する補償を確保するための金銭上の保証を行う契約上保証される請求 (国内法規, 船員の雇入契約及び労働協約に定められた職業上の負傷, 疾病又は障害に起因する船員の死亡又は長期障害に関するすべての請求をいう。) のための適当な保障システムが機能していることを示す証明書又はその他の文書化した証拠 (当該保障の提供者が発行するもの。) を備え置き, その写しを船内の見やすい場所であって船員が利用しやすい場所に掲示すること。また, 当該補償が2以上の提供者により行われる場合には, 各提供者から提供された文書を船上に備え置くこと。

-4. 前-3.に規定する証明書又はその他の文書化した証拠は, 本会が適当と認める情報を含むものとし, 英語で記載する又は英語の訳文を付すること。

附 則

1. この規則は, 2017年11月18日から施行する。

海上労働システム規則実施要領

実施要領

2017年 第1回 一部改正

2017年11月17日 達 第87号

2017年9月28日 海務委員会 承認

2017年11月17日 達 第87号
海上労働システム規則実施要領の一部を改正する達

「海上労働システム規則実施要領」の一部を次のように改正する。

附属書 本会の必要と認める海上労働要件

3. 海上労働条約に基づく要件

3.2 雇入条件（第2章）

3.2.5 として次の1条を加える。

3.2.5 送還（第2.5規則）

-1. 規則附属書 3.2.5-3.にいう「適当な保障システム」とは、海上労働条約第 A2.5.2 基準に従い船籍国が定めるものをいう。

-2. 規則附属書 3.2.5-4.にいう「本会が適当と認める情報」とは、次の(1)から(9)をいう。

(1) 船名

(2) 船舶の船籍港

(3) 船舶の呼出符号

(4) IMO 番号

(5) 金銭上の保証を行う 1 又は 2 以上の提供者の名称及び住所

(6) 船員の救済のための要求の取扱いについて責任を負う人物又は機関の連絡先の詳細

(7) 船舶所有者の名称

(8) 金銭上の保証の有効期限

(9) 金銭上の保証が海上労働条約第 A2.5.2 基準に適合することを示す証明書（当該金銭上の保証を行う提供者が発行するものとする。）

3.4 健康の保護、医療、福祉及び社会保障による保護（第4章）

3.4.2 として次の1条を加える。

3.4.2 船舶所有者の責任（第4.2規則）

-1. 規則附属書 3.4.2-3.にいう「適当な保障システム」とは、海上労働条約第 A4.2.1 基準及び A4.2.2 基準に従い船籍国が定めるものをいう。

-2. 規則附属書 3.4.2-4.にいう「本会が適当と認める情報」とは、次の(1)から(9)をいう。

(1) 船名

(2) 船舶の船籍港

(3) 船舶の呼出符号

(4) IMO 番号

(5) 金銭上の保証を行う 1 又は 2 以上の提供者の名称及び住所

(6) 船員からの契約上保証される請求の取扱いについて責任を負う人物又は機関の連絡先の詳細

- (7) 船舶所有者の名称
- (8) 金銭上の保証の有効期限
- (9) 金銭上の保証が海上労働条約第 A4.2.1 基準に適合することを示す証明書（当該金銭上の保証を行う提供者が発行するものとする。）

附 則

1. この達は、2017年11月18日から施行する。